

平成十九年五月十八日受領
答弁第一二二〇号

内閣衆質一六六第二二〇号

平成十九年五月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「靖国神社への真榊料の奉納」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「靖国神社への真榊料の奉納」に関する質問に対する答弁書

一の1及び2並びに三について

お尋ねは、安倍内閣総理大臣の私人としての行為に関するものであり、政府としては事実関係を把握していない。

一の3及び二の2について

お尋ねについては、政府部内において、御指摘のような公金を支出した事実がないことを確認したところである。

一の4及び二の1について

塩崎内閣官房長官が、安倍内閣総理大臣が靖国神社に対して真榊料を奉納したことを認めた事実はない。

二の3から7までについて

お尋ねは、いずれも安倍内閣総理大臣個人の認識に関するものであり、政府としてお答えすることは困難である。

四について

御指摘の論評が発出されたことは承知しているが、政府としては、引き続き、韓国との間で相互理解と信頼に基づく未来志向の友好協力関係を構築したいと考えている。

五について

御指摘の安倍内閣総理大臣の発言は、戦没者一般について述べたものであり、特定の個人について述べられたものではないと承知している。

六について

お尋ねは、個人の日記における記述に関するものであり、政府としてお答えすることは困難である。